

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 71 号）

- 件 名 県職員が起こした人身事故の懲戒処分に係る資料の部分開示決定処
分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 4 年 2 月 7 日
- 実施機関の決定日 令和 4 年 3 月 22 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（経営管理部人事課）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 個人に関する情報であり特定の個人が識別されるため
- 審査請求年月日 令和 5 年 3 月 28 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求
める。
- 諮問年月日 令和 4 年 7 月 5 日
- 答申年月日 令和 5 年 2 月 6 日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和 4 年 3 月 22 日付け人第 278 号。以下「本件処分」という。）において、個人情報情報を非開示とした懲戒処分等リストを対象公文書として開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した交通事故に係る農林水産総合技術センターからの報告文書及び交通事故の処分の決裁文書を対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきである。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 7 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 富山県農林水産総合技術センターにて勤務する県職員が平成 30 年 5 月 10 日に起こした人身事故について懲戒処分の検討及び処分したことがわかる一切の資料 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 11 条第 1 項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

経営管理部人事課が保有する以下の公文書

懲戒処分等リスト

イ 開示をしない部分及び理由

対象者の氏名、所属、職名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び当審査会において、富山県経営管理部人事課の職員に対し、意見聴取を行ったところ、実施機関は開示対象文書を懲戒処分の検討及び実施した事実がわかる公文書として、懲戒処分等リストを特定したが、その理由は、これまでの懲戒処分に関する開示請求では、懲戒処分等リストを対象公文書と特定してきたため、同様の対応をしたとのことであった。

しかしながら、今回の請求内容は「懲戒処分の検討及び処分したことがわかる一切の資料」であり、請求人は処分結果がわかる資料だけでなく、途中過程の検討に関する資料も求めているものと解される。このため、審査会において、実施機関が保有するとした報告文書及び決裁文書の提出を求め見分したところ、報告文書には、事故の概要等の記載があり、懲戒処分の検討の基になる資料であることが認められ、また決裁文書には処分案等の記載があり、懲戒処分の検討及び処分したことがわかる資料であることが認められた。また、いずれの文書も所属長までの決裁をとっているので、条例第2条第2項に規定する公文書の定義にも該当すると認められる。なお、報告文書及び決裁文書以外の資料は不存在であるという実施機関の説明については、これを否定する資料もなく、不合理な点はない。

よって実施機関が本件開示請求に係る公文書として個人情報等を非開示とした懲戒処分等リストを開示したことは妥当であるが、実施機関が審査会に提出した報告文書及び決裁文書についても対象公文書に加え、実施機関は改めて開示等の決定を行うべきである。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和4年10月3日 (第185回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年11月7日 (第186回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 審議
令和4年12月12日 (第187回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和5年1月12日 (第188回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	